８月臨時会会議の公開の環境整備に関する要求書

今治市教育委員会　様

各委員　様

『えひめ教科書裁判を支える会』

要請者の代表

〒

今治市

㊞

電話

２０１１年8月２９日

はじめに

８月３０日に開催されます第１２回教育委員会（８月教育委員会臨時会、以下「臨時会」）の会議の公開状況に関し、下記に、問題点を指摘し、開かれた会議環境を整備することを、貴会に要求します。

記

一、教育委員会会議の公開をめぐる経過について

私たちは、貴会が、開かれた教育委員会になり、開かれた会議を行うことを願って、具体的な５項目を記載した「開かれた教育委員会会議を求める請願書」を２０１１年５月２５日に提出した。

しかし、貴会は、６月８日の第９回教育委員会において同請願を審議し、全ての項目を不採択とした。この不採択理由には、正当性も合理性もなく、多くの疑問があり、

その疑問点の回答を求め、次のような公開質問状を７月２９日に提出した。

１，２項目目の請願事項への質問事項

「会議の開催日・時間を毎月同じく（たとえば、毎月第一週の火曜日１０：００）するか、少なくとも開催日を３週間前には公表し、かつ、少なくとも会議を年に２回は、日曜日の午後ないし平日の夕方に行うこと。」との請願事項の不採択理由は、「欠席また日程変更が生じないように、1 週間前頃までに決定し、ホームページで公開しています。したがって、週や曜日を予め決定しておくことや、3 週間以上前の公開は現状では難しいと考えております。また、開催は、平日、市役所の開庁時間内にさせていただきたいと考えます。」（第９回教委委員会会議録より）ということであった。

この不採択理由に、次の質問を行った。

(1)　2011（平成 23）年３月４日に開かれた３月定例会である第３回教育委員会会議録（以下「会議録」という。）７頁には、次回の定例会（4 月）の日程を、協議の結果、「４月４日（月）と決定する。」と記載されていた。

2005（平成 17）年 5 月 9 日に開かれた５月定例会である第 5 回教育委員会会議録にも、「協議の結果、6 月 8 日（水）午後 2：00 と決定する。」と記載されていた。つまり、翌月の定例会の開催日を委員会会議の最後に協議し、決定している。

不採択理由と、これまで長年続けられてきた次回の定例会の日程を決める手続きとは、大きな矛盾がある。

(2)　しかも、これまでの次回の委員会の日程の決め方（会議で協議して決める方法）と、１ヶ月先の日程を決めるという日程を決める時期という、二つのことを変更し、密室で決め、しかもわずか１週間前にしか告知しないということへの変更は、今年の 4 月定例会からである。つまり、教科書採択手続きが始まった時期と重なる。これは、偶然であろうか。この変更と請願を不採択とした理由は、次回の委員会の日程を早く知らせたくないからではないだろうか。

(3)　前記した変更は、これまでの委員会会議をさらに閉じられた委員会会議にしただけでなく、それは、文部科学省の「採択について（通知）」にある、開かれた採択にも逆行する行為ではないのか。

(4)　「欠席また日程変更が生じないように、1 週間前頃までに決定し、ホーム

ページで公開しています。したがって、週や曜日を予め決定しておくことや、3 週間以上前の公開は現状では難しいと考えております。」との不採択理由は、憲法 92 条の住民自治の本旨に基づく、主権者（住民主権）への配慮が全くない。

(5)　「少なくとも会議を年に２回は、日曜日の午後ないし平日の夕方に行うこと。」との請願事項に、「開催は、平日、市役所の開庁時間内にさせていただきたいと考えます。」との不採択理由は、「平日の市役所の開庁時間内」に仕事をしている多くの住民の傍聴をする機会と権利を奪っていることになるのではないか。この点においても、不採択理由には、主権者の住民へのまなざしが、全く感じられない。

(6)　教育長以外の委員は、特別職の職員としての報酬（委員長は、月額 126800 円、委員は、102500 円）を私たち住民の税金である公金を受け取っている。しかも、通常、月に１回の定例会に出席することで、この報酬を受け取っている。また、教育委員という重責を考えても、定例会の出席を最優先することが、不可欠である。

　そのためには、定例会の日時を早く決めないと、他の予定が立たない。このような理由から、（1）で示したように、翌月の委員会の日程を協議し、決定していたのである。つまり、「欠席また日程変更が生じないように、1 週間前頃までに決定」するという日程の決定方法は、全く合理性がない。つまり、「ための理由」であることを示しているのではないか。

２，３項目目の請願事項への質問事項

「傍聴希望者は、全員会議を傍聴できるようにすること。」との請願事項を不採択とした理由は、「会場の広さの関係から一定の人数制限を設けることは、やむを得ないものと考えております。」（第９回教委委員会会議録より）であった。

この不採択理由に、次の質問をし、疑問への回答を求めた。

(1)　定例会の会場として、最も多く使用されている「庁舎附属棟会議室」の傍聴者の人数制限は、5 名である。また、2010 年 8 月 30 日、第 12 回教育委員会の会場として利用された波方公民館第 1 会議室の人数制限は、10 名であった。両建物の管理担当者に広さを確認したが、波方公民館第 1 会議室の方がやや広いとのことで、人数制限が倍となるほどの違いはない。つまり、不採択理由である会場の広さと傍聴者の人数制限には、合理性がない。

(2)　また、定例会には、5 名の教育委員と教育委員会事務局（各課長など）8 人程度ほどが出席している。たとえば、「庁舎附属棟会議室」の広さからすると消防法などの人数制限を勘案しても、少なくともでも 15 人から 20 人の傍聴者を収容できる広さがある。つまり、不採択理由である会場の広さと傍聴者の人数制限には、この点からも、合理性がない。

(3)　文部科学省の「採択について（通知）」にある開かれた採択とは、当然ながら、多くの人が傍聴できることが必須条件で、（1）と（2）の点を勘案すると、文科省の先の通知にも逆行する行為ではないのか。

３，公開質問状への回答の問題点

この公開質問状に対して、「教育委員会の会議運営に関しましては、今後も、会議環境や公開について配慮しつつ、より良い会議となるよう努力してまいりたいと考えております。」との高橋教育長名の「公開質問状への回答」（８月９日付）が、届いた。

しかし、この回答は、先の具体的な質問への回答となっていない。

また、上記の回答後、貴会のホームページに臨時会の開催日時・場所の告知は、開催日の８月３０日の１週間前の２３日で、傍聴者数も１０名（これまで波方公民館で開催された会議の傍聴者数と変わりがない）と、回答にある「配慮」も「努力」の形跡が全く見当たらず、回答にさえ、反している。

二、知る権利・参政権等の関係と開かれた会議の環境整備義務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方行法」）第１３条６項で、「教育委員会の会議は、公開する。」と定めている。地方行法の立案者の木田宏氏（当時初等中等教育局地方課長）は、『第三次逐条新訂解説　地方教育行政の組織及び運営に関する法律』において、「教育委員会が地域住民に対して積極的に情報提供を行い、教育委員会としての説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解と協力を得る観点から、新たに第六項と第七項を規定し、教育委員会の会議は原則として公開とすることとしたものである。」と解説している（134 頁）。さらには、「会議を公開するに当たっては、ただ単に公開するだけでなく、会議の開催日時や会場等について広報を行ったり、開催方法を工夫するなど、会議の公開が実効あるものとなるよう努めることが望ましい。」（同 137 頁）と述べている。

なお、教育委員会は公選制であったものが、変遷し現在のような制度になり、改正された当時の国会審議の中で、傍聴制度が市民参加の権利軽視を補うものとして定め

られた経緯がある。

このように貴会の会議の公開は、単に公開とするだけではだめであり、住民が、誰でも開催日時・場所を容易に知ることができる広報の工夫が不可欠であり、しかも、実体的に、誰でも、傍聴できる環境を整備する義務を負っている。

(1)　通常、1 ヶ月を単位に勤務日程が決められている現状を考察すれば、告示後わずか１週間後に開催されるのでは､傍聴に出かけることは極めて困難であり、当該臨時会の告示時期には、違法がある。つまり、1 ヶ月前に告示するか、請願事項で具体的に示したように、改めて告示しなくとも、日時・曜日等の定例化等の工夫を行うことで、事前に日時を住民が知ることができる工夫が不可欠である。

(2)　しかも、告示の広報の方法がホームページのみであるが、またまだ、インターネットに接続できる環境が、広く整っていない現状を勘案すると、告示の広報方法は、全く不十分であり、工夫の跡がなく、違法と言える。

(3)　その上、教科書採択ということで、関心が高い議案に対いて審議される臨時会の傍聴者の人数が、わずか１０人とは、余りにも少なく、回答にある「配慮」も「努力」の欠片も見当たらない。そもそも、住民の知る権利、参政権としての傍聴する権利、貴会の説明責任等々から、公開を原則としている規程と、住民の安全上の対策から、どうしても会場の広さから、傍聴者の人数制限が行わざるを得ない場合にのみ、傍聴者の人数制限が、かろうじて公開原則規程に反しない特例的事象になる可能性があるに過ぎない。ましてや、前回の８月４日の第１１回教育委員会会議には、１５人が、傍聴のために来場、傍聴者数を５人と制限し、抽選を行い、その抽選により傍聴券を得た人が、他の人と自主的に傍聴券の交代を制限したことは、公開原則規程に抵触するだけでなく、傍聴規則にそのような規程がないにもかかわらず、権力を濫用し、住民側の傍聴権の裁量の侵害である。また、マスコミ用の席が複数あったが、傍聴を希望した記者は、１人であったので、マスコミ用として確保していた席が空席となったにもかかわらず、住民の傍聴者数を５人のままに制限した。このことからも、会場の広さと傍聴者の人数制限には、合理的理由が存在せず、会場の広さとは関係なく、前提条件として先に、人数制限があることを示している。

(4)　つまり、上記の実態を検証すれば、実体的会議の公開の環境が整えられている状況にはく、地方行法第１３条６項に反する会議の公開状況があり、臨時会を、違法状況のまま開催しようとしている。

(5)　教育委員は、今治市長が任命し、市議会で承認を得ることになっているとい

えども、主権者である住民等は、全てを白紙委任をしているわけではない。主権者である住民等には、定例委員会、採択審議を見守る権利がある。そればかりか、未来の社会を担う子どもたちに手渡す教科書の採択が、邪悪な思惑で、不公正に行われないように監視する権利・義務があるといえる。

よって、住民等の関心が高い、特に採択審議が行われる臨時会における傍聴席を拡大し、希望者全員が傍聴できるようにすること、もし、会場に入れない場合には傍聴希望者を別室に誘導し、音声だけでも聴取できる等の措置を行い、全員に、資料を配付し、当日所用等で来場できない人たちも詳細な審議が分かるように録音を認めること。

以上